

# 千葉市稲毛区少年軟式野球連盟大会運営規定

本大会運営規定は連盟規約の細則として以下のとおり定める（記載の無い事項については千葉市少年軟式野球協会大会運営規定及び少年軟式野球規則を準用する）

1. 大会参加チームは千葉市稲毛区少年軟式野球連盟に登録されたチームであること。
2. 試合開始予定時刻 1 時間前までに試合場に到着して大会本部（各試合場の担当責任者以下、「球場責任者」という。）に届け出る。
3. 試合開始予定時刻までに球場に到着しないときは原則として棄権とみなす。
4. メンバー表は姓名を記入し、ふりがなを附して「球場責任者」に 4 部提出する。
5. 試合中ベンチに入れる人数は、単独チーム選手 25 名、指導者は代表者（または副代表）、監督、コーチ 3 名、スコアラー 1 名の 6 名以内及び女性介護員 1 名を加えた 7 名以内とする。
6. 試合前の練習及びシートノック時の登録指導者の手伝いは認めるがユニフォーム着用のこと。
7. チーム編成は I 部 6 年生以下、II 部 5 年生以下とし、教育は 4 年生以下で行うが別途運営規定の通りとする。なお、合同チームについては千葉市少年軟式野球協会大会運営規定に準拠して行う。
8. 試合は 7 回戦として、延長は時間内 9 回までとする。試合時間は 1 時間 45 分（シートノックは含まない）とする。但し、1 時間 40 分経過した場合は、新しいイニングに入らない。決勝戦も同様とする。

順位決定戦(敗者復活戦を含む)を実施する場合は、試合時間を 1 時間 30 分とし、1 時間 25 分を経過した場合は、新しいイニングに入らない。

卒部大会の試合時間は、1 時間 30 分とし、1 時間 25 分を経過した場合は、新しいイニングに入らない。決勝戦も同様とする。

9. 前項により勝敗のつかない場合及び、規定回数以内で試合時間を越えても勝敗の決しない場合には、1 回サドンデスを行う。

(参考)

『サドンデス』 前回終了時打者の次の打者から 1 死満塁で攻撃開始。

（例：前回三番打者で終了の場合、四番打者から攻撃開始とする。走者は 1 塁に三番打者、2 塁に二番打者、3 塁に一番打者となる。）なお、通常の延長戦と同様規則によって認められる選手の交替は許される。

10. コールドゲームは I 部、II 部ともに得点差 3 回以降 15 点、5 回以降 7 点とする。降雨、日没の場合は 4 回終了をもって試合成立とする。
11. 塁間は 23 メートル、本塁から投手板までの距離を 16 メートルとし、ベースは移動とす

る。

12. シートロックは1チーム5分以内とする。但し、大会運営上短縮することもある。
13. ベンチは組み合わせの若い方を1塁側とする、攻守は審判員の指示により選手によって決める。
14. 背番号は監督30番、コーチは29番、28番及び27番とする。監督が都合で不在の場合は、29番、28番及び27番の監督代行を認める。また、稲毛区連盟の大会に限り、コーチの代理を認める。スコアラーはチームと同一の帽子を着用する。
15. 試合中の抗議の出来る者は、主将と当該選手とする。但し、必要により監督も出来るがその際は少年野球の主旨を理解し、紳士的に行うこと。
16. 試合使用球は公認C球を使用し準備投球は1回を5球以内、2回以降は3球以内とする。
17. 投手は変化球を投げてはならない。審判員は判定し、適切な措置をとる。
18. 試合の記録は球場責任者または球場責任者からの指名者が記録する。
19. ファウルボールは各々のチームがベンチに近いボールを処理する。捕手の後方の場合は、攻撃側が処理する。
20. 試合中はベンチ内での飲食、喫煙を厳禁し、適切な飲料水は可とする。
21. 応援はチーム監督が子供父兄を含めて責任を持ち、特にプレイ中の選手及び審判員への野次を厳禁する。違反があった場合には審判員は必要な措置をとる。
22. 球場はその広さ、障害物等により特別ルールを適用できる。
23. 止むを得ず試合を棄権する場合は、試合日の1週間前に大会委員長に届け出る。
24. 審判員の遵守事項（千葉市少年軟式野球協会大会運営規定に従うこと）
  - (1) 審判講習会への参加義務
  - (2) 夏季(6月から9月)及び冬季に定められた審判服を着用し、白靴は禁止とする
  - (3) 審判員章を左胸に表示すること
  - (4) 試合開始前に打合せを行い、終了後反省会を行う
  - (5) 審判員は決められたローテーションに従う
  - (6) 球審は原則として若番のチームが行う
25. 試合運営にあたっては以下の責任者をおく。

『球場責任者』 大会委員長を中心として稲毛区連盟役員の協議により原則として連盟役員の中から選定し、当該試合で発生したトラブルの判断、解決する責を委嘱する。そのトラブルや問題点は連盟に報告する。

『グラウンドキーパー』 大会委員長を中心として稲毛区連盟役員の協議により原則として当該球場を使用するクラブから選定し、試合の運営がスムーズに出来るようグラウンドの準備、保守の責を委嘱する。
26. 本規定は、連盟役員会の合議によって改正することがある。
27. 本規定を平成6年3月より適用する。

平成 7 年 2 月 26 日 一部改正  
平成 9 年 2 月 23 日 一部改正  
平成 11 年 2 月 21 日 一部改正  
平成 14 年 3 月 10 日 一部改正  
平成 15 年 3 月 9 日 一部改正  
平成 22 年 2 月 11 日 一部改正  
平成 26 年 2 月 11 日 一部改正  
平成 28 年 2 月 11 日 一部改正  
平成 30 年 2 月 10 日 一部改正

### 《教育ゾーン 大会運営規定》

1. 出場選手は 4 年生以下とする。
2. 試合時間は 1 時間 30 分（シートノックは含まない）とする。ただし、1 時間 25 分を経過した時点で新しいイニングに入らない。リーグ戦及びトーナメント方式で順位決定戦（敗者復活戦を含む）を実施する場合は、1 時間 20 分を経過した時点で新しいイニングに入らない。
3. 試合は 5 回戦とし、コールドゲームは 4 回終了時 10 点差とする。同点で勝敗の決まらないときは、最終回時のメンバー、各 9 名の選手により○×抽選によって決定する。
4. 本塁投手間は 14 メートルとし、塁間は 21 メートルとする。
5. 投手の投球回数は 1 試合 3 回を限度とする。
6. 他は少年軟式野球規則を準用し、運営は市協会低学年大会運営基準及び大会運営規定に準じる。

以上